

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

秋
Autumn

vol. 14
2010.10.1

コールセンター、 仙台への移転を表明 …… p4

〈インタビュー〉

仙台市長 **奥山 恵美子**さん



法テラスを、人と人が
助け合う温かいコミュニティの
象徴として育てたい …… p2

暮らしの法律相談 ……	p5
法教育最前線 ……	p6
my job 私はこんな仕事をしています ……	p8
スタッフ弁護士からのメッセージ ……	p9
㊦法テラス情報 ……	p10
法テラストピックス ……	p11

Interview

インタビュー



仙台市長

おく やま え み こ

奥山 恵美子
さん

法テラスを、人と人が
助け合う温かい
コミュニティの
象徴として育てたい

〈プロフィール〉1951年、秋田県秋田市生まれ。東北大学経済学部卒業後、仙台市役所に就職。その動機は「男性と対等にできる職に就きたい」という思いからであったという。仙台市役所では要職を歴任、2009年3月に副市長を辞職し、同年7月、同市市長に当選した。政令指定都市初の女性市長である。

聞き手 法テラス理事・草野満代

公共性の意識が高い仙台に
根づかせたいコールセンター

草野 ● このたびは、コールセンターの移転を受け入れてくださいます。本当にありがとうございます。

奥山 ● こちらこそ、大変光栄です。また、仙台が持っているいろいろな可能性を、コールセンターにうまく生かしていけるように頑張りたいと思っています。

草野 ● 移転の理由の一つには経費節減もあるのですが、移転先を決める上で仙台市が選ばれたのには、粘り強い県民性とか、ボランティア活動の活発さなどの要素は大きかったですよ。

奥山 ● そうですね。やはり東北人はじっくり課題を受け止めて、咀嚼し、しっかり理解しながら少しずつ確かな形にしていくという粘り強さがあると思います。ガスのようにすぐ点火するのではないけれど、埋み火のように灰をかぶりながら翌日まで火がついている、といった気質を持っているんです。

草野 ● 難しいトラブルを抱えて電話される方が多いので、そういう性格や特質は、やはり大きな力になると思いますね。

奥山 ● 法テラスに問い合わせる方は法律上の悩みを抱えているわけですから、やはりその方の人生の岐路に

立っている場合が非常に多いと思います。ですからまずはご本人の話と、その中の課題をきちんと聞く力、そしてご本人の気持ちに寄り添って情報を提供していけるような心の広さと冷静さが必要なお仕事なのかなとも思います。

草野 ● 出産後に働きたいと考えている方、やりがいのある仕事がしたいという方などには是非応募してほしいです。

奥山 ● そうですね。特に仙台は転勤族の方が多いので、夫の転勤に同行するため自分のキャリアは中断したけれど、大変高い能力を持っているという女性が多いと思います。そして社会のために役立ちたいという方も大変多いのです。

草野 ● 仙台には、公共的なものに対する関心が高い素地があるのですか？

奥山 ● まちを大事に、自然を大事に、自分たちのまちは自分たちの力で、という運動は昭和30年代からずっと続いています。NPO活動や社会貢献活動が盛んで、10年ほど前には全国初の公設民営・市民活動サポートセンターをオープンさせた歴史もあり、公共性に対する市民の意識は高いと思います。また仙台圏域に20以上の大学（高等教育機関）があり、公共性に対する市民の意識は高いレベルにあります。

法テラスはまちづくりの 在り方を変えていく大きな力

草野 ● 今回のコールセンター移転を、市政のサイドではどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか？

奥山 ● 景気が低迷し、オフィスビルの空室率の問題もある中、コールセンターが入ることによりビルに灯りがともるのは希望が出てきて嬉しいことだと感じています。

草野 ● 都市型のサービス産業を誘致する、という意味でいうと、私たちのような組織がまさにうってつけだったということですか？

奥山 ● そうですね。仙台市では弁護士会もコールセンターのバックアップをして下さいますが、そういった専門職の方々の擁しているというのも、このまちの強みだと思います。

草野 ● たぶん今までの都市の行政の在り方と、これからは変わってくるだろうな、という予感はあるのですが、その辺りは皮膚感覚としてはいかがですか？

奥山 ● 少子高齢化が進み、これからは人口が減少していく社会を迎えますので、これまでのようにどんどん大きな建物を建てたり、道路網が広がったりといった時代ではないですね。でもそれは決して暗い時代ということではないので悲観の必要はないと思います。

草野 ● それはどうしてですか？

奥山 ● たとえば社会参加したいという人たちが、力を発揮できるような仕組みや場所を社会的に整え「仙台をどう良くしていくか」ということに向けて活動していけば、もっと住みよいまちをつくっていけると思います。

仙台を法テラス認知度 No.1の都市にしたい

草野 ● ところで、仙台の魅力はどんな所にあるとお考えですか？

奥山 ● 上等の幕の内弁当のように、住みやすさが、市のエリアの中にぎゅちり詰まっている所ですね。

草野 ● 今回、全国の法テラスの職員に仙台のコールセンターに行きたい人の募集をしたんですが、ずいぶん多くの方たちが応募してちよつとびつくりしました。これは、仙台という街の魅力も大きいということだと思います。

奥山 ● ありがたいことです。実は、仙台は全国で一番、真冬日と真夏日の合計が少ないんです。暑すぎず寒すぎない土地で、過ごしやすく、自然災害も少ない。さらに高等教育機関や医療施設が都市圏として整っていますので、教育文化、自然環境、医療の要素が満遍なくあって、住み心地のいい場所だと思います。

草野 ● オペレーターには男性もぜひ

応募していただきたいのですが、社会の男女共同参画の実態についてはどうお考えですか？

奥山 ● そうですね。女性の場合、どうしても子育ての期間中は、仕事と生活のバランスの中で「母親」の役割の比重が高くなり、この期間中に次の昇進という時期が重なる、組織内での「女性」の役職昇進はやはり難しい、ということはあるですね。

草野 ● 昇進については色んな問題が絡んで、解決していくのが難しいですね。

奥山 ● 育児休業などの面では社会全体の意識も事実も変わってきて、そんなに悲観することはない気がします。ただ一方で母子家庭の方とか、ハンデの上にハンデが重なっている方などは、法テラスへの問合せも深刻なものが多いのではないですか？

草野 ● 母子家庭の方などからの深刻な問合せはずっと変わらず多いですね。

奥山 ● 追い詰められている時にこそ、「法が人々を明るく照らす」という法テラスの名前に込められた精神に支えられたいと思います。名前のいわれを最初聞いた時はちよつと冗談だと思ったんですけどね笑。しかし相談の窓口があっても、DVなど深刻な問題で追い詰められている人にはその窓口があることがわからない、知られていない、という問題点があることは感じますね。

草野 ● そうなんですよね。近年では昔

のように近所の人が手を差し伸べてくれるという状況もなくなっていますから。

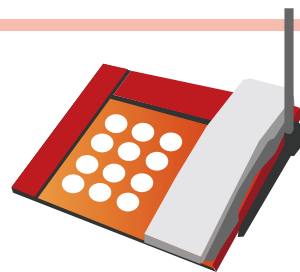
奥山 ● 仙台市内でも、法律の光が当たらない、いろんなハンデや問題を抱えた方がいらつしやいます。そうした方をはじめ、多くの人たちに法テラスの事業をご理解いただいて、温かさのあるコミュニティのシンボルとして、法テラスとその仕事市民の中に認知されて広がっていけばいいと思います。

草野 ● 仙台市は日本の中でいちばん法テラスの認知度が高い都市になるんじゃないかと期待しています。

奥山 ● 私もぜひそういう街にしたいと思っています。



コールセンター、 仙台への移転を表明



より頼りにされる窓口づくりをめざす！

去る6月30日、日本司法支援センターは仙台市と共催で「コールセンターの移転表明」の記者会見を仙台市役所で開きました。その席で日本司法支援センター・寺井一弘理事長が立地表明書を読み上げ、仙台市長・奥山恵美子氏に提出しました。これにより、法テラス・コールセンターが東京都から宮城県仙台市に移転することを表明しました。

仙台での操業開始時期は平成23年4月1日。平成22年度中に一部試行運用の開始を予定しています。コールセンターは現在東京にあり、電話とメールでのお問い合わせに、解決に役立つ法制度と相談窓口を無料で案内する業務を行っていますが、経費節減のためのコールセンターの地方移転を検討し、人材の安定的確保やインフラの確保の容易さなどを総合的に考慮した結果、仙台市が最適、という結論に達し、仙台市の協力もあって移転先の決定に至りました。

寺井理事長は「コールセンターの仙台移転を機に、仙台市民、全国の方に親しまれ、より頼りにされる司法の窓口を目指していきたい」と抱負を述べました。草野理事からは「仙台コールセンターは地元の方のご協力がなければ、運営していくことができません。オペレーターには特別な資格、経験は問いませんので、ぜひ応募いただきたいと願っています」という呼びかけがありました。



立地表明書を取り交わす仙台市長・奥山恵美子氏(左)と
日本司法支援センター・寺井一弘理事長



会見に出席した(右から)日本司法支援センター理事・草野満代、同理事長・寺井一弘、
仙台市長・奥山恵美子氏、仙台弁護士会会長・新里宏二氏、
日本司法支援センター宮城地方事務所長・鈴木宏一

さらに奥山仙台市長からは「移転は喜ばしい。また、法律に関する教育・人材の充実について高い評価を頂いてうれしく思う」という言葉があり、また、新里宏二仙台弁護士会会長からは、コールセンターへの弁護士の人的支援について力強い言葉を頂きました。

来年4月の仙台コールセンター立ち上げに向けて、これまでの東京での実績に勝るとも劣らないものにしていこう、という決意に満ちた会見でした。

法テラスの仙台コールセンターとは？

業務の内容

電話とメールでのお問い合わせに、解決に役立つ法制度と相談窓口を無料(通話料等は利用者負担)でご案内します。

コールセンターの営業時間

月曜～金曜 9時～21時、土曜 9時～17時(日曜、祝日、年末年始は休み)

全国一律の電話料金

全国どこからかけても3分間8.5円(税別。固定電話の場合)の電話料金です。

電話番号

おなやみなし
一般ダイヤル用(0570-078374)と
なぐとないよ
犯罪被害者支援ダイヤル用(0570-079714)の
2つ電話番号を設定しています。

コールセンター 席数

コールセンターの席数は最大約90席で、業務に関する研修を修了し、試験に合格したオペレーターが対応します。

英語対応

英語対応可能なオペレーターを1名以上配置します。

暮らしの法律相談

『交通事故』に関する

Q & A

Q 交通事故でケガをしました。加害者に治療費や慰謝料を請求しているのですが、なかなか支払ってもらえません。何か良い解決策はありませんか？

A 加害者が任意に支払ってくれない場合、民事裁判などの法的手続きによって損害賠償を請求する方法が考えられます。また、日弁連交通事故相談センター、財団法人交通事故紛争処理センターなどの民間団体が行っている、示談（和解）あっせんの制度を利用する方法もあります。ただし、これらの手続きは、加害者の責任や具体的な損害の内容を明らかにする資料等を準備しなければならず、多くの場合、解決までに時間がかかります。

そこで、加害者側の保険会社に対し、保険金の支払いを請求することが考えられます。自賠責保険（自動車損害賠償保障法に基づき、すべての自動車に付される保険）の保険金は、加害者からの損害賠償を受けられない場合、被害者が直接、保険会社に対して支払いを請求することができ、また、加害者が被害者からの請求も認めている自動車総合保険に任意加入している場合は、そちらの保険金の支払いを受けることも考えられます。受け取った保険金の総額が実際の損害額より少ないときは、差額を加害者に請求することができます。

Q

交通事故の加害者から、示談の申し出がありました。被害者としては、どのくらいの金額を要求できるのでしょうか？

A

示談とは、裁判手続きによらず、当事者（被害者及び加害者）間の話し合いにより、損害賠償の内容（例えば、加害者が被害者に支払うべき金額、支払いの時期・方法）や告訴の取下げについて合意し、民事上の紛争の解決を図ることをいいます。したがって、基本的には当事者双方が納得できる金額であれば良く、法律上、一定の金額や算定の基準が決まっているわけではありません。

一般論としては、ケガの治療費、車の修理代など、交通事故に遭ったため支払いを余儀なくされた実費の額や、休業に伴う収入減、各当事者の過失割合、後遺症が生じる可能性、精神的苦痛に対する慰謝料などの諸事情を総合的に考慮して、具体的な金額を決めることになりま

す。一つの目安として、日弁連交通事故相談センター東京支部発行の「損害賠償額算定基準」を参考にしてもよいでしょう。

いったん示談が成立すると、通常、追加的な損害賠償請求は困難ですが、慎重な交渉が不可欠です。具体的な示談交渉の仕方や、個別の案件における要求金額の妥当性については、弁護士・司法書士に相談されることをお勧めします。

そこで、加害者側の保険会社に対し、保険金の支払いを請求することが考えられます。自賠責保険（自動車損害賠償保障法に基づき、すべての自動車に付される保険）の保険金は、加害者からの損害賠償を受けられない場合、被害



法教育最前線

各地で始まる様々な取組

「法教育」という言葉は、日本ではまだなじみの薄い言葉ですが、法務省に設置されていた法教育研究会の報告書によれば、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」であるとされています。この「法教育」については、以前からその重要性が指摘されており、既に弁護士会や司法書士会などにおいて熱心な取組が進められてきているところです。また、新学習指導要領に「法教育」に係る事項が新たに盛り込まれたことにより、今後の更なる普及・発展が期待されています。

今回は、今後普及していくことが予想される「法教育」について、東京都教育庁指導部 主任指導主事 相原雄三氏 から、東京都の取組についてご紹介いただくとともに、法テラス埼玉における取組をご紹介します。

東京都教育委員会における

「法」に関する教育の推進に向けた取組について

寄稿 東京都教育庁指導部 主任指導主事 相原雄三氏

東京都教育委員会(以下、「東京都」という。)は、児童・生徒に自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階において育成するために、平成20年5月に策定した「東京都教育ビジョン(第二次)」に基づき、現在、小・中・高等学校における「法」に関する教育の推進に取り組んでいます。

推進に当たっては、平成20年度から、学校関係者はもとより全国に先駆けて法曹関係者を構成員とした法教育研究推進協議会を立ち上げました。

1 「法」に関する教育の趣旨

東京都が推進する「法」に関する教育とは、学習指導要領の各教科等に示された「ルールやきまり、法」に関する指導内容(図参照)を踏まえて、次のような児童・生徒像の育成を目指すものです。

日常生活において「ルールやきまり、法」を身近な

ものであると意識し、その意義や役割を理解するとともに、自由で公正な社会の担い手として「ルールやきまり、法」を遵守したり、それを利用して問題の解決を図ったりすることで、主体的に社会の形成に参画しようとする児童・生徒



また、このような児童・生徒像に迫るために、学習指導要領の各教科等に示された指導内容について、①「法」の意義や役割を学ぶ、②法的なものの見方や考え方を学ぶ、③司法参加の意義や知見を学ぶといった視点からアプローチしていく授業づくりを提案しています。

新しい学習指導要領における「法やきまり」に関する主な内容

—小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)—

総則

- ◆小学校
・社会生活上のきまりを身に付ける。
- ◆中学校
・法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画する。

社会

- ◆小学校
・社会生活を営む上で大切な法やきまり(3・4年)
・国民の司法参加(6年)
- ◆中学校
・裁判員制度、契約の重要性(公民的分野)

道徳

- ◆小学校
・社会生活上のきまりを身に付ける。(1・2年)
・集団や社会のきまりを守る。(3・4年)
・法やきまりの意義を理解する。(5・6年)
- ◆中学校
・法やきまりの意義を理解し、主体的に社会の形成に参画する。

特別活動

- ◆小・中学校
・集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動(学級活動、児童会活動、生徒会活動等)

公民

- ◆高等学校
・現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度からの理解
・法の支配と法や規範の意義及び役割
・司法制度の在り方
・法に関する基本的な見方や考え方
・裁判員制度
・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

2 教員に対する 理解・啓発のための取組

「法」に関する教育の趣旨について、小・中・高等学校の教員に対する理解・啓発を図るために、「法」に関する教育シンポジウムを平成22年1月に練馬区立大泉第六小学校を会場に開催しました。

第1部では、第6学年の社会科と第1学年の道徳の授業を公開しました。社会科では、司法参加の意義や知見を学ぶという視点から「国民の司法参加」を扱いました。また、道徳では、「法」の意義や役割を学ぶという視点から「規則の尊重」を扱いました。

第2部では、法曹関係者と学識経験者によるパネルディスカッションを行いました。「今、なぜ、『法』に関する教育が求められるのか」をテーマに、「法」に関する教育が求められる背景やその理念、法曹界としての学校支援の取組などについて活発に意見交換が行われました。

今年度のシンポジウムは、平成23年1月28日（金）に台東区立上野中学校において開催します。「法」に関する教育の趣旨を踏まえて構想した社会科（公民的分野）と道徳の授業を公開す

るとともに、「授業実践における法曹関係者との連携の可能性を探る」をテーマに公開授業についての協議や実践事例の発表を行います。

また、平成23年3月には、学習指導要領の各教科等の指導内容に基づく指導展開案をまとめた「法」に関する教育カリキュラムを作成し、都内のすべての公立小・中・高等学校に配布する予定です。

3 「法テラス」への期待

今後、小・中・高等学校において、「法」に関する教育の趣旨に基づく授業実践をしていく際に、学校現場から「法曹関係者と連携しながら授業づくりをしたい。」「教材研究のために必要な資料はどこに行けば得られるのか。」「といった声が生まれることが考えられます。そうしたときに、これまでも「法」に関する情報提供業務を行ってきた「法テラス」にも学校現場の実践をサポートする役割を担っていただくことを期待しています。

各地の取り組み

法テラス埼玉

法教育は、国民が消費者被害などの法的トラブルに巻き込まれることを回避できるようになったり、法的トラブルに巻き込まれた場合に早期に法的手続を通じて適切な解決を図ることができるということでも大変重要です。法テラスは、今年の4月から平成26年3月末までの4年間を対象期間とする新たな中期目標では、法務大臣から、「情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む」よう指示を受けました。そこで、この期間の新たな中期計画には、「法教育関連事業を行っている関係機関との適切な役割分担を踏まえつつ、情報提供の一環として、より身近な司法の実現を目指して、関係機関と十分な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。」旨の目標を掲げ、法務大臣の認可を受けました。

法テラスの一部の地方事務所では、このような中期目標、中期計画の前から、法教育の重要性を認識し、より身近な司法の実現に向けて、地域における法教育の普及、発展のための取組を行って、地域において高い評価を受けているところもあります。今回は、その中から、法テラス埼玉における法教育の取組の一部をご紹介します。

毎年好評！親と子の裁判傍聴

平成19年から行っているもので、夏休みの特別企画として毎年好評を博しています。今年も夏休み期間中に6回実施し毎回満員で合計60名（子ども・35名、保護者・25名）の親子が参加しました。事件は窃盗や道路交通法違反などで、裁判傍聴の後、弁護士から裁判についての解説があり、参加者からは、「実際に手錠をかけられているところが印象に残った」や「人を助けられるから弁護士になりたい」などの感想が寄せられました。

先生は弁護士・司法書士 出張法テラス@学校



「弁護士や司法書士の仕事とは?」「TVや映画で見るのと、実際の仕事はどう違うの?」など、弁護士や司法書士の仕事・裁判員制度などについての質問・疑問に弁護士・司法書士が学校に出張して生徒に直接答えるものです。法テラス埼玉では、平成20年から、スタッフ弁護士を無料で学校に派遣して、このような法教育に関連する取組を続けており、平成20年度は10回、平成21年度は6回実施しました。どの学校でも、生徒達は、具体的な事例を交えた弁護士、司法書士の話に熱心に聞き入っていました。このような取組に対する学校側の反応も上々です。生徒達に感想を聞くと、「ためになった」、「困った時は一人で悩まず相談したい」などの声が続きました。

◀授業の様子。左が神尾尊礼弁護士、右が上田由香弁護士



法テラスの職員が、
自分の仕事について語る
「my job」
今回は事務局長の3名です。

開業当初から法テラス大阪は、市民の皆様や関係機関から、非常に多くのお問い合わせをいただいております。

関係機関との連携ですが、私どもは弁護士会にも協力いただき、弁護士会が開拓したルートの他、大阪府下の図書館、高等学校、中学校の全てに法テラス発行の広報誌を配布しています。お陰様で関係機関よりリーフレットの注文も毎日のようにあり、職員が注文に即時に対応できるように体制を整えております。他の地方事務所とは違い、関係機関への特別な働きかけはしておりませんが、取り扱う相談件数、扶助事件数は毎年増加していることは、法テラスへの信頼度の向上と受け止めており、うれしい限りです。

大阪には「まいど」という文化があります。「まいど」は、「毎度ありがと」の略として、また、親しみを込めた広い挨拶の意味で使われています。法テラスが「まいど」と同じように、市民の皆様から「法テラスに聞いてみたい」「法テラスに相談したら」と自然に会話になるまで親しまれるところ（組織）とならねばならないと考えています。そして解決の糸口となる情報を提供できるように、今後関係機関・団体の方々との連携を一層密なものとし、市民の皆様が利用しやすい環境を整えていきたいと思います。

法テラス大阪 事務局長
鈴木 健太郎



「まいど」と同じように
親しまれたい

連携強化へ
「ポストベスト」を
尽くす

法テラス大阪では、一番困っている方が行く機関との連携をすることが重要と考え、自治体や労働局、女性センターなどの関係機関の方を招いて研修会を行い、また関係機関の会合に参加する等して関係を築いてきました。その結果、最近では、相談にみえた方を法テラスから直接関係機関の担当者へ紹介することが出来るようになりました。

当初そのような関係を築くまでは、時間もかかりましたが、顔のわかる担当者へ相談者を紹介することは、法テラスにとっても、安心して相談者の方を任せることができる、また相談者の方にとっても直接担当者を紹介されるということことで気持ちのご負担も少なくなるのではないのでしょうか。

また、関係機関からは、法テラスが地域のネットワークのコーディネーター役を担って欲しいというご要望もいただきます。

各機関は、それぞれ素晴らしい活動をしているが、関係機関同士の連携が必ずしも充分ではないため、利用者にとっても使い勝手のよいものではなくたからではないでしょうか。

法テラス大阪 事務局長
倉橋 公生



法テラス和歌山は、小人数で様々な業務への対応が必要のため職員間のチームワークが非常に緊密で、全員参加で利用者へのサービスを提供しています。

また、法テラス和歌山では、関係機関の訪問や会議への出席、説明会の講師など対外的な業務の多くを所長、副所長のほか、事務局長が担っています。

前任の事務局長が大変意欲的に関係機関を訪問していたため、話下手な私は頭を抱えてしまいました。が、「何でもチャレンジしてみよう」精神で3回の業務説明会を何とかこなし、会議の出席も両手の数ほどとなり、インターンシップを引き受け、地元の情報紙にも登場してしまいました。

地域や規模で多少の違いがあっても、法テラスの目指すところ、理念はただ一つ、「すべての人に法の光を」です。一人でも多くの方に「法テラスがあつて本当によかった」と思っていただけよう、その窓口となる関係機関の方々との連携に努めたいと思います。事務局長としてはまだまだひよつ子ですが、頼もしい仲間達に助けられながら、今までの知識と経験をフル活用して、今は新しいことを貪欲に吸収し成長しているところです。

ただ今、
成長中！

法テラス和歌山 事務局長
永谷 佳子



スタッフ弁護士からの メッセージ

法テラス安芸法律事務所

鎌田 毅

8



法テラス安芸
法律事務所



左から、仙頭さん 鎌田弁護士 岸弁護士 川谷さん

他機関との協力関係は貴重な財産

日本には現在、弁護士が約2万9000人いますが、さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な人々がまだ数多くいらっしゃいます。そのような状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士(常勤弁護士)」。現在約200名の弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。

高知県安芸市の鎌田毅弁護士もそんな一人です。

私が高知県の東部にある安芸市へ赴任させていただくようになったのは平成19年10月でした。毎日寄せられる様々な相談に対応させていただいているうち、あつと1つ間に3年が経つ

てしまいました。

さて、この3年間で特に感じたのは他の機関とのつながりを持つことがいかに重要か、という点です。

相談を受け、事件を受任させていただく際、相談者や依頼者本人だけでなく、その方を支援する地域包括支援センターや民間団体の方など、多くの他機関の方々と知り合うことができました。

時には一緒にご自宅を訪問して相談を受けたり、ご本人の問題解決のために何をすべきなのか一緒に考えたりしました。

赴任したときは不勉強で、地域にどのような機関があり、それぞれのどのような役割を果たしておられるのか、ほとんど知りませんでした。が、他機関の方々と知り合うたびに業務内容を教えていただき、日々の活動を聞くたびに「こんな活動をしておられるのか」、「こういう支援方法があるのか」と私自身貴重な経験を積みさせていただくことができました。弁護士と言っても、もちろん法的な支援以外については素人ですから、生活再建のための支援や精神面の支援については、他機関の方々に



四万十川にて

お願いしなければいけません。法テラス安芸へ赴任してから、様々な方面からの手助けをいただかないと解決することができない問題が多いということを感じることがありました。

この3年の間に、少しずつではありますが、そのような他機関との関係ができてきたことは、貴重な財産だと思っています。

今も他機関の方々と、日々新たな相談に対して援助をお願いするなど、依頼者の抱えている課題について一緒に頭を悩ませてもらうことがあります。私が何か支援をさせていただくことよりも、逆に助けていただくことの方が多いのが最近の悩みの種です。

高知県には私だけでなく、安芸、高知、須崎、中村と高知県の各地に私も含めて7名のスタッフ弁護士が赴任しており、それぞれが様々な機関の方と協力して問題解決に当たっています。

この県内各地にスタッフ弁護士が赴任しているというメリットを活かし、県内各地の皆様のようなニーズに応じていくことがしていきたいと考えています。



法テラス情報

通訳サービス編

利用No.1 法テラス浜松に聞きました

ご存知ですか？法テラスでは、平成20年10月から外国人の民事法律扶助相談の際に、通訳人を付けるサービス（以下、通訳サービスと言います。）を開始しました。平成21年3月までの半年間に、通訳人を付した相談件数は全国で75件でした。

平成21年4月からの通訳サービスが本格稼働した後の1年間では、351件と大幅な伸びを記録しました。

さて、ここで問題です！全国の数ある法テラスの地方事務所の中で、もともと通訳サービスの利用が多かった事務所はどこでしょうか。

なんと「法テラス浜松」なんです。意外、と思われる方も多かもしれませんね。でも浜松市は平成19年4月1日に政令指定都市の仲間入りをし、今や静岡県一の人口82万人を擁する大都市であると同時に、約3万人の外国人が住むいわば地方の国際都市というもう一つの顔を持ち合わせているんです。

では、どのような相談が多かったのでしょうか。また、外国人の相談者が多いということ、他の地方事務所とは違った「苦労」があるのでは？

そこで、法テラス浜松の職員、村松郁さんにズバリ聞いてみました。



法テラス浜松 村松 郁さん

Q1

相談はどの国の方が多いのでしょうか。

A1

1番はブラジルで、ペルー、フィリピンがそれに続きますが、ブラジル人の利用が断トツです。



Q2

相談には、どのようなものが多いのでしょうか。

A2

離婚、労働、多重債務が多いです。



Q3

男女比や年齢層はどうでしょうか。

A3

男女共利用が多く、年齢も幅広いです。



浜松市内で実施された外国人向け日本語教室

Q4

ご利用者が外国人であるが故に「苦労」も多いと思いますが、印象に残っているようなことはありますか。

A4

相談にご友人やご家族を連れて来られることが多く、待合室がいっぱいになったり、相談予約日を伝えると「その日は私のバースデーパーティーだから行けない。」と言われたりしたことがあります。

Q5

最後に一言お願いします。

A5

日本語が理解できなかったり、文化や風習の違いもあるためか、根気よくお付き合いして法テラスのしくみなどを理解していただくのに、日本人の何倍もの労力と時間を要します。そのかわり理解いただいたときの喜びはひとしおです。また対応可能な弁護士、通訳人の確保もとても大変です。



ありがとうございました。これから一人でも多くの外国人の方に法テラスを利用してよかったと思っていただけるよう、頑張ってください。



浜名湖大橋

大韓法律救助公団の理事長が法テラスを訪問されました



握手を交す大韓法律救助公団の鄭煥原理事長(左)と法テラスの寺井一弘理事長



大韓法律救助公団の鄭煥原理事長(左)と法テラス大阪地方事務所の小寺一矢所長

9月7日(火)、韓国において法テラスと同様の法律扶助業務及び情報提供業務を行っている、大韓法律救助公団の鄭煥原理事長が法テラス本部に来訪されました。この来訪は、昨年11月5日に韓国(ソウル)にて開催された同公団主催の国際シンポジウムに寺井理事長が出席し、その後、相互協力を約する覚書を締結したことから実現したものです。今回の寺井理事長と鄭理事長との会談では、法律扶助について熱心に意見交換がなされ、今後、両機関が連携協力を深めていくこと及び人事交流を図っていくことが改めて確認されました。

また、9月9日(木)には、法テラス大阪地方事務所を来訪され、法テラスの第一線で活躍する職員の姿を視察いただきました。

日本司法書士会連合会から援助金の提供を受けました

この度、法テラスでは、日本司法書士会連合会(以下、「日司連」。会長 細田長司)から金500万円の援助金提供を受けました。

平成22年7月27日(水)、日司連の細田長司会長、山本一宏司法支援担当常任理事のお二方が法テラス本部までお越しになり、「是非、法テラスに寄せられる、様々な法的トラブルに悩まれる方々の支援の一助としていただきたい。」との思いを伝えた上、寺井一弘理事長へ援助金の目録を手渡されました。

日頃から、日司連には、情報提供業務や民事法律扶助業務等の法テラス業務全般において深くご助力、ご協力を頂いております。

法テラスでは、今回の援助金を民事法律扶助業務など、より良い司法サービスのために利用させていただきます。

シンポジウムを開催します!!

シンポジウム

市民と司法の
架け橋を目指して

— 地域ネットワーク活動の担い手としての法テラス・スタッフ弁護士 —

参加者募集!

平成22年10月5日(火)
午後6時00分~8時30分

会場 主婦会館地下2階「クラルテ」 定員 180名 参加費 無料

参加対象 どなたでもお申し込みいただけます。
(※事前申込必要、詳しくは参加申込書をご覧ください。)

総合法律支援法に基づき、平成18年に設立された日本司法支援センター(愛称「法テラス」)に活動する「スタッフ弁護士」は、誰もが気軽に司法にアクセスできる社会の実現を目指して、全国津々浦々に赴任し、活躍しています。過疎地において、あるいは都市部において、福祉等に関わる関係機関とネットワークを形成しながら、包括的な法的支援を行ってきたスタッフ弁護士のこの4年間の実践を振り返るとともに、スタッフ弁護士のあり方を考えるシンポジウムを開催いたします。

講師

岩田正美

日本女子大学
人権社会学助教授

パネリスト

草野清代

日本司法支援センター一宮
弁護士(法テラス)

1100-0005
愛知県千代田区六通町1-5番地
URL www.plaza-fcr.jp
※本シンポジウムは法テラスの活動の一環として開催されます。
※地下2階(大1000席)有るため1000席のみの参加となります。

主催/日本司法支援センター(法テラス)

「法教育懸賞論文」締め切り迫る!!

法テラスは、法教育推進協議会と社団法人商事法務研究会とともに、法教育の更なる普及・発展のため、法教育に関する論文の募集を行っています。奮ってご応募ください。

- 応募資格 制限はありません
- 論文のテーマ 学校現場において法教育を普及させるための方策について
- 字数 4000字以上6400字以内(用紙はA4判)
- 提出期限 平成22年10月31日(日)必着
- 賞及び賞金

賞及び賞金	最優秀賞(1通)	10万円
	優秀賞(2通以内)	各5万円
	佳作(4通以内)	各3万円



※該当なしの場合もあります。

お問い合わせおよび提出先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 TEL 03-3580-4111

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

※提出の際には封筒に懸賞論文と朱書きして下さい。

※応募要領などの詳細は上記お問い合わせ先もしくは法テラスホームページにてご確認ください。

法テラスホームページ ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

■法テラス・コールセンター



おなやみなし
0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



なくことないよ
0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

月～金9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

●法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

●個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

●しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2009年度は、約1億5千万円のご寄付をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

巻頭インタビューにご登場いただいた女性初の政令指定都市市長の奥山さんは、飾らないお人柄で親しみやすさを感じました。市長のおっしゃった「あたたかいコミュニティの象徴」を目指して、職員一人ひとりが努力しなくてはと、身の引き締まる思いでした。(K.M)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8階

Eメール: koe@houterasu.or.jp